

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法	法令の番号	昭和25年法律第201号								
許認可等の種類	確認検査業務規程の認可	根拠条項	法第77条の27第1項								
審査基準	<p>○指定機関省令による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認検査業務規程の認可の申請（指定機関省令第25条） ・確認検査業務規程の記載事項（指定機関省令第26条） <p>○住宅局長通達による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「指定確認検査機関による建築確認・検査制度の創設について」 										
	受付機関	建築住宅課	処理機関	建築住宅課	交付機関	建築住宅課	標準処理期間	30	日	目次NO	66
							標準経由期間		日		